

議案第 153 号

前橋市実費弁償条例の改正について

平成 28 年 11 月 29 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市実費弁償条例の一部を改正する条例

前橋市実費弁償条例（昭和 44 年前橋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 8 号中「第 433 条第 3 項」を「第 433 条第 7 項」に改め、同条第 9 号  
中「第 29 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。